

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第163号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第7号までを削り、同項第8号中「第2項」を削り、「措置」の右に「(法第6条の2第10項に規定する障害児相談支援事業及び知的障害児施設等(法第42条に規定する知的障害児施設、法第43条に規定する知的障害児通園施設、法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び法第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第1号とし、同項第9号中「聴取」の右に「(知的障害児施設等に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項第10号を同項第3号とし、同項第11号中「報告」の右に「(知的障害児施設等に係るものを除く。)」を加え、「第9条の6」を「第30条」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第31条第2項及び第4項に規定する措置(知的障害児施設等に係るものを除く。)に関すること。

第2条第1項第12号を同項第6号とし、同項第13号を削り、同条第2項第12号中「第51条第4号」の右に「及び第4号の2」を加え、同号を同項第15号とし、同項第11号中「第51条第2号」を「第51条第1号に規定する費用(法第21条の6第3項に規定する業者に委託しないで補装具の交付又は修理を行った場合における当該措置に要する費用に限る。)、同条第2号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「第24条第1項」を「第24条第1項本文」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (12) 法第24条第1項ただし書の規定による保護(京都市細野保育所条例第1条に規定する京都

市細野保育所に係るものに限る。) に関すること。

(13) 法第31条第1項の規定による保護に関すること。

第2条第2項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号中「児童居宅介護」の右に「(法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第21条の6の規定による交付、修理及び費用の支給に関すること。

第2条第2項に次の1号を加える。

(16) 法第56条第5項の規定による費用の支払の命令に関すること。

第4条第2項中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第4条の3中「第9条の2第1項」を「第24条第1項」に、「児童デイサービスをいう。」の右に「以下同じ。」を、「児童短期入所をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「相談所長」を「市長」に改める。

第4条の5中「児童特例居宅生活支援費支給申請書(第4号様式の5)を」の右に「、児童デイサービス又は児童短期入所に係る者にあつては」を加え、「市長に」の右に「、児童居宅介護に係る者にあつては福祉事務所長に」を加える。

第7条第1項中「相談所長」を「市長」に改め、同条第2項中「相談所長」を「市長又は相談所長」に、「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第63条の3第1項」に改め、同条第3項中「ときは、」の右に「市長又は」を加える。

第12条中「相談所長」を「市長、相談所長又は福祉事務所長」に改める。

第1号様式(裏面)及び第2号様式(裏面)中「第51条第4号」の右に「及び第4号の2」を加える。

第3号様式(備考)以外の部分中「京都市長」を「福祉事務所長」に、「私」を削り、
「交付
を
修理
を」
に改め、同様式(備考)を次のように改める。

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 施設に入所中の15歳未満の児童の場合は、施設の長を申請者としてください。

第4号様式中「京都市長」を「福祉事務所長」に改める。

第4号様式の2注以外の部分中「京都市児童相談所長」を「京都市長」に改める。

第4号様式の3注以外の部分中「京都市児童相談所長」を「京都市長」に、「第9条の2第1項」を「第24条第1項」に改め、「第9条の2第3項」を「第24条第3項」に改める。

第4号様式の4注以外の部分中「京都市児童相談所長」を「京都市長」に、「第9条の3」を「第25条」に改める。

第4号様式の5注以外の部分及び第4号様式の6注以外の部分中「京都市児童相談所長」を「京都市長」に改める。

第9号様式中 「児童相談所長
福祉事務所長」 を 「京 都 市 長
京 都 市 児 童 相 談 所 長
京 都 市 福 祉 事 務 所 長」 に改める。

第14号様式中 「京都市児童相談所長」 を 「京 都 市 長
京 都 市 児 童 相 談 所 長
京 都 市 福 祉 事 務 所 長」 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(児童福祉センター)